

令和7年度における各部会の開催状況について（措置部会）

1 令和7年度活動実績（※令和7年12月31日現在）

開催回数：7回（原則として毎月開催）

【審議案件】

審議件数*	8件
(1) 部会から意見具申を受けるもの	0件
ア 児童又はその保護者の意向が児童相談所の援助方針と一致しない事例（児童福祉法第27条第3項に基づく家庭裁判所の決定に従って行う措置、児童福祉法第28条第1項、第2項に基づく施設入所等措置の申立又は同措置の更新の申立を行う場合を除く。）【0件】	
イ 児童相談所の援助方針について、児童や保護者の意向が確認できない事例【0件】	
ウ 児童福祉法第28条に基づく措置を行ったが、その後保護者の同意が取れ、当該児童を家庭復帰させる事例【0件】	
エ 児童福祉法第33条第1項又は第2項の規定による一時保護（以下「一時保護」という。）の決定、解除について、児童の意向が当該方針と一致しない事例（諮問の前に一致した場合又は一時保護を解除した場合を除く。）【0件】	
オ 一時保護又は児童福祉法第27条第1項第3号若しくは同条第2項の措置を決定する際には、児童の意向と当該方針が一致していたが、その後、一致しなくなった事例【0件】	
(2) 部会から助言を受けるもの	8件
ア 児童福祉法第28条第1項、第2項に基づく施設入所等措置の申立又は同措置の更新の申立を行う事例【7件】	
イ 児童福祉法第33条第14項に基づく2か月を超える一時保護の申立を行う事例【1件】	
ウ 民法第834条に基づく親権喪失、同第834条の2に基づく親権停止及び同835条に基づく管理権喪失の請求を行う事例【0件】	
エ 部会から意見を聴取した事案について、部会の意見とは異なった措置を行った事例【0件】	
オ その他、児童相談所長が必要と判断した事例【0件】	

※令和7年度中は、児童相談所から審議案件として合計8件の諮問を受けており、いずれも児童相談所の援助方針が適当であると認め、留意事項を付して答申した。

【報告案件】

報告件数	1件
ア 児童虐待の防止等に関する法律（以下「児童虐待防止法」という。）第8条に基づく出頭要求、同法第9条第1項に基づく立入り及び調査、質問、同法第9条の2に基づく再出頭要求及び同法第9条の3に基づく臨検・捜索の実施状況（※）	
イ 児童虐待防止法第12条第1項又は同条第3項に基づく面会等の制限、同法第12条の4に基づく接近禁止命令の実施状況（※）	
ウ 児童虐待を受けた児童に行われた一時保護の実施状況（※）	
エ 一時保護中又は里親委託中の児童の生命・身体の安全を確保するため緊急の必要があると認め、児童相談所長が必要な医療行為に同意した事例【0件】	
オ 部会から意見具申または助言を受けた事案に対する、その後の援助経過【1件】	
カ その他、児童相談所長が必要と判断した事例【0件】	

（※）報告事項ア、イ、ウについては、措置部会の開催時に各月の状況の報告を受けた。

2 児童からの申立てに係る審議

令和7年度中は、児童から1件の申立てを受理したが、受理時点で既に児童が家庭復帰をしていたため、子どもの権利擁護調査員（区が委嘱した弁護士）による児童及び児童相談所への調査は実施していない。なお、申立てに係る児童の意向と児童相談所の援助方針は一致している。

【児童からの申立て事例の内容】

申立て受付時期	令和7年12月
施設等の種別	一時保護所
児童の年齢階級	中学生
申立ての概要	・一時保護所の制限された生活が苦手である。 ・一刻も早く家に帰りたい。
児童相談所の援助方針	一時保護解除、家庭復帰

＜参考＞児童からの申立への対応の法的根拠（児童福祉法抜粋）

第十一条 都道府県は、この法律の施行に関し、次に掲げる業務を行わなければならない。

（略）

二 児童及び妊産婦の福祉に関し、主として次に掲げる業務を行うこと。

（略）

リ 児童養護施設その他の施設への入所の措置、一時保護の措置その他の措置の実施及びこれらの措置の実施中における処遇に対する児童の意見又は意向に関し、都道府県児童福祉審議会その他の機関の調査審議及び意見の具申が行われるようにすることその他の児童の権利の擁護に係る環境の整備を行うこと。

3 被措置児童等虐待の状況報告

受理件数	調査済件数	該当					非該当
			社会的養護 関係施設	里親等	一時保護 施設等	障害児 施設等	
1件 ※R7.3.31受理	1件	0件	0件	0件	0件	0件	1件

＜参考＞ 被措置児童等虐待とは（児童福祉法第33条の10から第33条の17まで 要約）

・被措置児童等虐待とは、「施設職員等※1」が「被措置児童等※2」に行う「虐待行為※3」をいう。

※1 施設職員等： ファミリーホーム従事者、里親、児童養護施設の長その他の従業者、一時保護所を設けている児童相談所長、一時保護施設の職員等

※2 被措置児童等： ファミリーホームや里親、児童養護施設などに入所している児童又は一時保護された児童等

※3 虐待行為： 身体的虐待、性的虐待、ネグレクト又は心理的虐待

・世田谷区は、被措置児童等虐待に係る通告等を受けたときは、速やかに、当該被措置児童等の状況の把握その他事実について確認するための措置を講ずる。

- ・世田谷区長は、上記の措置を講じたときは、速やかに、当該措置の内容、当該被措置児童等の状況等を世田谷区児童福祉審議会に報告しなければならない。
- ・世田谷区児童福祉審議会は、上記の報告に係る事項について、世田谷区長に対し、意見を述べることができる。